

平成30年12月6日

指定共同生活援助事業所の長様

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室
(施設福祉担当 藤原, 胡桃 222-4161)

日中サービス支援型共同生活援助における「地方公共団体が設置する協議会等への報告・評価について」

平成30年4月に施行された障害者総合支援法の改正に伴い、共同生活援助（グループホーム）に新たな類型である「日中サービス支援型共同生活援助」が創設されました。

この類型での共同生活援助運営に当たって、地方公共団体が設置する協議会等に対し、定期的に（年1回以上）事業の実施状況等を報告し、協議会等から評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないとされております。つきましては、具体的な運用について下記のとおりとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

記

1 報告・評価の方法

「報告・評価シート」の「具体的な内容」欄にご記入のうえ、京都市に提出していただきます。その後、協議会等に「要望、助言、評価」欄に記入してもらった内容を踏まえて、京都市から事業所に対して評価結果の提示を行います。

※ 詳細な内容につきましては、別添を参照ください。

2 「報告・評価シート」の提出時期

(1) 第1回目

事業所指定の日の属する年度の翌年度の4月から12月末まで

※ ただし、事業所指定の日から6箇月経過した後に提出していただく必要があります。

(例1) 事業所指定の日が2018年7月1日の場合の提出時期

2019年4月1日～2019年12月31日

(例2) 事業所指定の日が、2019年2月1日の場合の提出時期

2019年8月1日～2019年12月31日

(2) 第2回目以降

第1回目の報告・評価をした翌年度の4月1日から12月31日まで

3 提出方法

紙媒体を郵送していただき，併せて電子データをEメールにて送信してください。

※ 紙媒体には，法人の代表者印を押印願います。

4 提出先

【郵送】

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室 施設福祉担当

住所：京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

分庁舎4階

電話：075-222-4161

【Eメール】

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室 施設福祉担当

アドレス：syogai@city.kyoto.lg.jp

5 電子データのダウンロードについて

報告・評価シートの電子データにつきましては，京都市情報館に掲載しておりますので，そちらをダウンロードしてお使いください。

【URL】

<http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000245771.html>

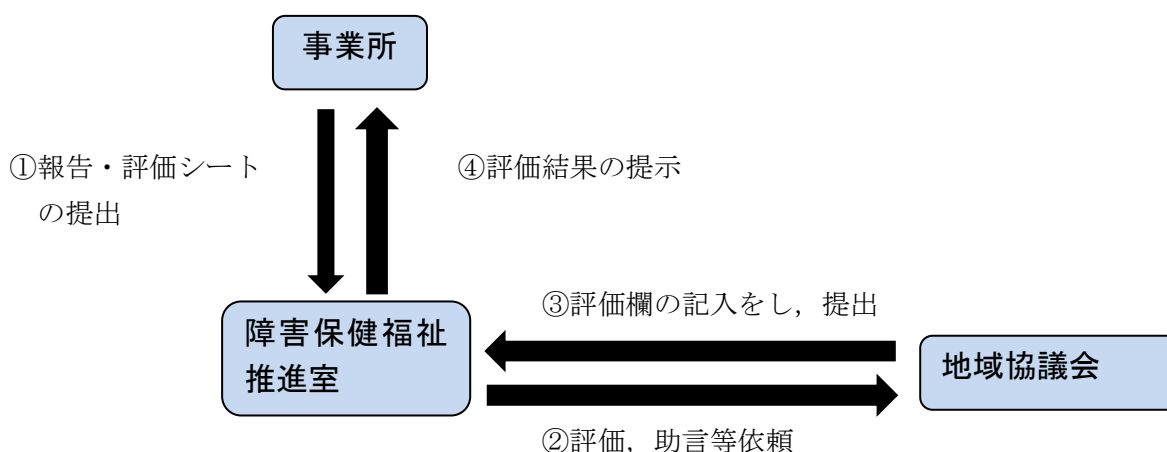
別紙

日中サービス支援型共同生活援助の協議会への報告・評価の流れ

- ① 【事業所指定の日の属する年度の翌年度の12月末までに】
事業所指定の日から6箇月を経過後、日中サービス支援型共同生活援助事業所（以下、「事業所」という。）は、報告・評価シートの報告欄に必要な事項を入力し、京都市に郵送で提出する。京都市は、必要に応じ、事業所に対して聞き取りを実施する。
- ② 京都市は、事業所の所在する圏域の地域協議会（以下「協議会」という。）の事務局に対し、「事業所から提出された報告・評価シート」を送付するとともに、当該事業所に対する評価、助言等を依頼する。
- ③ 【その年度が終了するまでに】
協議会は、評価、助言等を評価欄に記入し、報告・評価シートを京都市に提出する。
- ④ 【報告・評価シートを提出した翌年度の7月末までに】
京都市は、報告・評価シートを取りまとめ、必要に応じて京都市の意見を加え、事業所に提示する。
また、併せて、障害保健福祉推進室事業所指定担当及び監査指導課にも報告・評価シートを情報提供する。
- ⑤ その後、毎年①～④の流れを繰り返す。

（例）2018年10月1日に事業所指定を取った事業所の場合

①	第1回目の報告・評価シートの提出期限	2019年12月31日
③	協議会の評価欄への記入及び提出期限	2020年 3月31日
④	京都市のから事業所への提示期限	2020年 7月31日



(参考) 圏域ごとの地域協議会一覧

名 称	設置単位	該当区・支所
京都市北部障害者地域自立支援協議会	北部圏域	北区・左京区
京都市中部障害者地域自立支援協議会	中部圏域	上京区・中京区・下京区・南区
京都市東部障害者地域自立支援協議会	東部圏域	東山区・山科区・醍醐支所
京都市西部障害者地域自立支援協議会	西部圏域	右京区・西京区・洛西支所
京都市南部障害者地域自立支援協議会	南部圏域	伏見区・深草支所